

平成26年度 三重県教育改革推進会議 第2回第2部会 事項書

日時：平成27年1月15日（木）

13：30～16：30

場所：ベルセ島崎「花菖蒲」

1 挨拶

2 「三重県特別支援教育推進基本計画（仮称）」最終案について

3 「次期三重県教育ビジョン（仮称）」について

（1）重点取組方針（仮称）について

（2）施策について

<配付資料>

- 資料1 三重県特別支援教育推進基本計画（仮称）中間案にかかるパブリックコメントの結果概要について（案）
- 資料2 三重県特別支援教育推進基本計画（仮称）中間案から最終案への変更内容について
- 資料3 三重県特別支援教育推進基本計画（仮称）最終案
- 資料4 三重県教育改革推進会議 意見概要（第1回第2部会）
- 資料5 三重県教育改革推進会議 審議スケジュール
- 資料6 次期三重県教育ビジョン（仮称）の審議にかかる重点取組方針及び施策シート

三重県特別支援教育推進基本計画（仮称）中間案にかかる
パブリックコメントの結果概要について

1 意見の募集期間

平成26年10月8日（水）～平成26年11月7日（金）

2 意見の内容

(1) 意見総数

34名の方から130件のご意見をいただきました。
その内容について、次のとおり整理・分類しました。

(2) 意見の提出方法と件数

電子メール（24名）ファクシミリ（6名）郵送（3名）
事務局受付（1名）・・・合計（34名）

(3) 項目別意見数

合計 130件

項 目	意見総数 (小計)
1 三重県特別支援教育推進基本計画（仮称）の策定	17
(2) 特別支援教育全般の現状と課題	(17)
2 インクルーシブ教育システムの推進	31
(1) 早期からの一貫した支援の推進	(9)
(2) 就学前の取組	(3)
(3) 就学相談・就学先決定のあり方	(8)
(4) 連続性のある多様な学びの場の整備と合理的配慮	(1)
(5) 発達障がい等のある児童生徒への対応	(10)
3 特別支援学校における教育の推進	16
(2) キャリア教育の推進	(11)
(3) 今後のセンター的機能のあり方	(2)
(6) 盲学校および聾学校のあり方	(3)
4 小中学校における特別支援教育の推進	10
(1) 通常の学級における特別支援教育の推進	(8)
(2) 通級による指導の充実	(2)
5 高等学校における特別支援教育の推進	24
(1) 発達障がい等のある生徒への対応	(23)
(3) 教育課程と授業の充実	(1)
6 教員の専門性の向上	2
7 特別支援学校の整備	16
全般 その他	14

(4) ご意見に対する県教育委員会の考え方

いただいたご意見に対する県教育委員会の考え方は別添資料のとおりです。

(5) 対応状況

対 応 区 分	件 数 (意見総数)
①最終案に反映を検討するもの	3 (10)
②既に反映しているもの	18 (63)
③既に一部反映しているもの	6 (16)
④最終案への反映は難しいが、今後の検討課題、参考とするもの	15 (24)
⑤最終案に反映することが難しいもの	6 (6)
⑥内容や取組に対する質問	2 (3)
⑦感想・その他（上記①から⑥に該当しないもの）	8 (8)
合 計	58 (130)

3 今後の予定

日 程	会 議	内 容
1月15日	三重県教育改革推進会議第2部会	最終案の審議
2月4日	三重県教育改革推進会議全体会	最終案取りまとめ
3月10日	三重県議会教育警察常任委員会	最終案の協議
3月23日	三重県教育委員会定例会	計画の策定

三重県特別支援教育推進基本計画(仮称)中間案に対する意見と県教育委員会の考え方

番号	項目	件数	意見	回答
1	2頁 1 三重県特別支援教育推進基本計画(仮称)の策定 (2) 特別支援教育全般の現状と課題	3	「個別の教育的ニーズに対しては、自立と社会参加を見据え」とあるが、そのためには合理的配慮が提供されることが必要です。	合理的配慮の必要性についてはP1に、合理的配慮の定義については、P1注釈1やP11資料6に記述しています。合理的配慮の提供や理解について取組を進めてまいります。
2		5	合理的配慮とは、何を指しますか。合理的配慮は何なのかを共通認識できないと意味がないと思います。共通理解を深めることが必要です。	
3		9	医療、保健、福祉、労働等との連携を強化し、社会全体の様々な機能を活用することが重要という視点も盛り込むべきです。	
4	5頁 2 インクルーシブ教育システムの推進 (1) 早期からの一貫した支援の推進	6	合理的配慮の充実を図るうえでの基礎的環境整備の充実に向けて必要な財源を確保し充実を図る事を盛り込むべきです。また、人的配置を進めるべきです。	2(1)の項目は、早期からの一貫した支援の推進について示しています。合理的配慮と基礎的環境整備については、2(4)に記述しています。また、基礎的環境整備については、資料6にあるように、「ネットワークの形成・連続性のある多様な学びの場の活用」「専門性のある指導体制の確保」「個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成等による指導」等があります。合理的配慮の提供や基礎的環境整備については、まず教員の専門性の向上が必要であり、その充実に向けて取組を進めてまいります。また、合理的配慮の提供を進めるためにも特別支援教育コーディネーターの活動が充実できるよう、引き続き人的支援に努めることとしています。予算の確保については、その必要性を踏まえつつ取り組んでまいります。
5		1	個々のニーズに応じた教育を充実させるために、特別支援学級の新増設、人員の増員も含めたインクルーシブ教育システムの構築に向け、財源の確保、教育環境の充実を図ることを盛り込むべきです。	特別支援学級については、4(3)の中で、今後も適切な設置について検討することとしています。人員については、2(4)の中で示したように、担当教員への指導・助言等、特別支援教育コーディネーターの活動ができるよう、引き続き人的支援に努めることとしています。また、教育環境の充実については、教員の専門性の向上を図ることや、授業のユニバーサルデザイン化を図る等の授業の改善、高等学校における施設のバリアフリー化、特別支援学校の施設・設備等の充実として示しており、そのために教育予算の充実も必要であることを踏まえつつ、取り組んでまいります。

6	5 頁の続き	1	特別支援教育であれば、義務教育の範囲内でなくても教育を行うことができる。公教育が乳幼児期の教育に関わっていく最初的手段が特別支援教育になる。「早期から」を「乳幼児期から」と表記すべきであると考えます。	県教育委員会では一般的に「早期からの一貫した支援」という表記を使用しています。「乳幼児期」という表記については、この計画の中で使用することが適切か検討いたします。
7		1	パーソナルカルテの効果や導入の実態、今後の市町への普及への具体的な方法はどのようなのでしょうか。	県教育委員会では、平成24年度よりパーソナルカルテ推進強化市町を指定し、円滑な情報の引継ぎによる支援の充実を進めています。また、県教育委員会が各市町に対し研修の実施や作成についての指導・助言等を行い連携を進めています。計画に示したように、早期からの一貫した支援が充実するよう取組を進めてまいります。
8	7 頁 2 インクルーシブ教育システムの推進 (2) 就学前の取組	3	障がいのある子どもが就学後、円滑に学校生活が始められ、十分な教育や支援が受けられるようにするために、保護者を含め、関係者が教育的ニーズと必要な支援、とりわけ合理的配慮について共通理解を深めることが必要です。	2 (3) の中で、教育相談や就学先決定時には、十分な情報提供を行い、合理的配慮について具体的に提案し、本人・保護者と合意形成を図ることを示しており、理解や提供が進むよう取組を進めてまいります。
9	8 頁 2 インクルーシブ教育システムの推進 (3) 就学相談・就学先決定のあり方	7	就学先決定のあり方については、本人・保護者の意見を最大限尊重することを基本とするべきである。転学については、子どもの発達の種類、適応の状況等を勘案しながら、柔軟に転学できる体制を整えることが重要であり、運用にあたって混乱や支障をきたさないために、「県教育委員会と市町等教育委員会が緊密に連携すること」を明記してほしい。	県教育委員会と市町等教育委員会が緊密に連携することについては、P8「今後の取組」の中で記述しており、取組を進めてまいります。
10		1	合理的配慮は、障がいのある者の権利であり、インクルーシブ教育の妨げとならないよう十分な検討をしてほしい。	合理的配慮は、障害者権利条約で「障害者が他の者との平等を基礎としてすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した過度の負担を課さないもの」と定義されています。また、「障害に基づく差別には、あらゆる形態の差別（合理的配慮の否定を含む。）を含む」と示されています。合理的配慮の提供は、学校や学校設置者が行うとされており、就学先決定の際にも合理的配慮の検討が必要になることを計画の中にも示しており、取組を進めてまいります。

11	10頁 2 インクルーシブ教育システムの推進 (4) 連続性のある多様な学びの場の整備と合理的配慮	1	支援を必要とする児童生徒を含むすべての児童生徒が、学ぶ喜び・分かる楽しさを実感できる授業の改善は不可欠であり、是非授業改善を三重県全体の取組にしてほしいと思います。	授業の改善等は、4(1)や6の中でも示しているように取組を進める必要があります。今後も取組を進めることにより、教員の専門性や授業力を向上させることで、合理的配慮を提供し、児童生徒が学ぶ喜び・分かる楽しさを実感できる授業づくりを進めてまいります。
12	12頁 2 インクルーシブ教育システムの推進 (5) 発達障がい等のある児童生徒への対応	9	支援を必要とする児童生徒の保護者とともに、まわりの保護者の理解を進めることは大切です。卒業後、地域で生活することを考えると地域の理解を進める取組について一歩踏み込んだ明記をしてほしい。	地域やまわりへの理解啓発の取組については、この項目では概要を示し、2(2)、4(1)、5(1)、6の中でそれぞれのステージに応じた取組の内容を記述しています。また、早期からの相談機能や、卒業後の地域生活へ向けた取組は、関係機関等の取組となることから、2(1)で関係機関等への働きかけについて記述しておりますが、より具体的な加筆等について検討いたします。
13		1	専門性の向上は課題といわれているが、特別支援学校の教員があまり必要としない発達障がいについて研修を進めていくことは難しいと思う。通常の学級の教員を3年くらいかけて順番に研修する方が実用的ではないでしょうか。また、教員の異動が6年から8年ほどの周期となり、専門性を身につけ力量があっても異動となることが多いので、人事異動との関係を整理する必要もあると思う。	特別支援学校を含むすべての学校の教員は、発達障がいを含む障がいのある児童生徒への理解と指導や支援にかかる専門性の向上が必要です。また、地域の特別支援教育の推進や、小中学校等の教員の専門性の向上のためにも特別支援学校の果たす役割は大きいと考えています。したがって、特別支援学校の教員であればこそ、障がいの程度に関わらず発達障がいをはじめとした障がいのある児童生徒への指導・支援にかかる専門性の向上が求められます。また、専門性の高い教員の校内体制等につきましてはP42に、校長は、継続性のある指導や、教員の専門性の向上が図られるよう、校内体制の整備を進めることを記述しており、取組を進めてまいります。
14	17頁 3 特別支援学校における教育の推進 (2) キャリア教育の推進	9	企業への就労や福祉事業所等、卒業後に活躍できる場の拡大と離職せず働き続けていくためのサポート体制の充実を図るべきです。また、受け入れ側の理解を深めることが離職率の低下、受け入れの拡大につながることから、関係機関との連携を進めることが大切です。	卒業後の自立と社会参加や、地域の中で安心して生活を送ることについては、計画に示したとおり取組を進めます。教育機関の立場として、関係機関への理解啓発や、連携を図ることが必要であることからP18に、教育機関と地域の医療、福祉、労働等関係機関との一層の連携を進めることを記述しており、取組を進めてまいります。

15	17頁の続き	1	<p>中小企業も含む各業種からのアンケート等、就労先で何が出来るか、どんな仕事があるか又受け入れにネックとなることは何か、改善すれば受け入れられるか等のリサーチも随時必要であり、私達が知らない分野での可能性を模索することが選択肢を広げるのではないのでしょうか。</p>	<p>特別支援学校においては、本人の適性と職種のマッチングを図ることが重要であることから、提案型の職場開拓を行うことで、事業所における業務の切り出しを行い雇用につなげています。今後も、職域を拡大するために、外部人材等を活用して取組を進めてまいります。また、学校においては、事業所対象の学校見学会やシンポジウムなどの開催により、理解啓発を図っています。就労先企業のニーズの把握について、加筆等を行うことについて検討いたします。</p>
16		1	<p>卒業後の定着支援について関係機関と情報共有を図るとあるが、在学中から連携を図っているにもかかわらず、一向に進まない社会資源の乏しさ、高等部卒業年齢と年金支給開始のズレなど学校からは打開できないことも多く、現場では十分に組み込んでおり、県が連携を図っていたきたい事例も多い。</p>	<p>特別支援学校においては、一人ひとりの生徒の実態に応じて卒業後の生活全体を見通した進路指導を行っています。関係機関とも十分な連携を図る中で、事業所等の理解も少しずつ進みつつあります。計画の中で、地域の医療、福祉、労働等関係機関との一層の連携について示しており、今後も取組を進めてまいります。なお、年金制度については、関係機関等の連携のなかで情報共有を図ることとしています。</p>
17	19頁 3 特別支援学校における教育の推進 (3) 今後のセンター的機能のあり方	1	<p>「三重県こども心身発達医療センター（仮称）」に併設する新たな特別支援学校のセンター的機能のあり方について、検討を進めるのであれば、そのための定数確保が必要ではないか。特別支援学校と小中学校、高等学校との状況が異なるため、むしろ同校種間や市町での情報交換の充実を図るべきです。</p>	<p>「三重県こども心身発達医療センター（仮称）」に併設する特別支援学校は、県立の特別支援学校の教職員定数に基づく教員が配置されることとなります。そのような状況の中でどのようなセンター的機能を行えるのか、そのあり方について検討を進めてまいります。この特別支援学校は、県内の特別支援学校が連携した広域的な支援体制において中心的な役割を担うとともに、医療との連携や市町との連携も含め取組を進めてまいります。</p>
18		1	<p>センター的機能を進めるための具体策が読み取れません。コーディネーター会議の中でも全体、地域別、障がい種別での討議が実施されていません。相談機関はたくさんあり、連携をとりながら特別支援学校の立場を位置付けないと機能していかないと思います。特別支援学校内に支援室を設け、教員を配置するなどの具体性がないと難しいと思います。</p>	<p>特別支援学校のセンター的機能については、現体制の中で効果的な支援体制等の工夫により取組を進めることとしています。また、特別支援学校では、特別支援教育コーディネーターの活動が充実できるような人的配置も行っています。センター的機能による地域支援には、各地域の状況に応じた支援が必要であることから方向性やあり方について示しております。</p>

19	23頁 3 特別支援学校における教育の推進 (6) 盲学校および聾学校のあり方	1	<p>専門資格の取得について、視覚障がいのある職業教育は公的な機関が担うべきである。教育と福祉の本来的な機能分担をした場合、それを担うことができるのか。盲学校は施設面、ソフト面での整備がされているので、あえて他の機関への分担はさせなくてもよいと思う。もし分担するならメリットについて示してほしい。</p>	<p>盲学校高等部専攻科は、これまで視覚障がいのある方への職業教育を担ってきました。また、今後も公的な機関が職業教育を担うことは必要だと考えています。成人後の障がいの発生は、生活面の支援など、本来、福祉的な対応を要するものであります。資格取得についても教育の本来的な役割について検討する必要があると考えております。</p>
20		1	<p>専攻科は、盲学校ではなく福祉が対応すべきという印象を持たざるを得ず、冷たく悲しい文章だという感想を抱いた。専攻科は、成人の中途視覚障がい者が多いが、教育と切り離して考えるものでしょうか。福祉との機能分担に求めることは、本来的な課題解決方向にはあたらない。盲学校では、幅広い年代の生徒がともに学んでいることの教育効果は大きなものがある。三重県の視覚障がいの当事者団体やあん摩マッサージ指圧、はりきゅうの業界は、先天的、中途障がいだからといって別々の活動をしているわけではない。以上の観点に基づき盲学校の職業教育に対する正当な評価をした上で、現状の不足している部分の課題解決への視点を示すなら、福祉との機能の分担という消極的な表現よりも、広範囲で積極的な医療や福祉・労働、当事者団体やあん摩マッサージ指圧、はりきゅう業界と教育との協力・共同であるべきではないかと考えます。</p>	
21		1	<p>視覚障がいのある子どもへの早期教育の充実が急務であると感じており、県内では盲学校以外に保育・教育についての支援を行う機関がないため、幼稚部・乳幼児教室などの枠組みや系統だった支援ができる体制づくりを進め、指導者の育成を進めてほしい。</p>	<p>早期からの子どもへの対応や支援については、計画にも示したとおり取組を進めてまいります。特別支援学校は、センター的機能により幼稚園・保育所等の支援を必要とする子どもたちや教員、保護者等についての支援の充実を進めてまいります。特に県内唯一の視覚障がい、聴覚障がいの教育部門を有する盲学校、聾学校については、より専門性の高い支援を行うため、教育内容やセンター的機能の充実を図ることとしています。また、盲学校への幼稚部や乳幼児教室の設置の計画は現在ありませんが、通級の機能の活用を検討するなど、可能な取組の検討を進めてまいります。</p>

22	<p>26頁 4 小中学校における特別支援教育の推進 (1) 通常の学級における特別支援教育の推進</p>	6	<p>少人数学級の推進や複数教員による指導など指導方法の工夫改善を進め「障がいのある子どもと障がいのない子どもが同じ場でともに学ぶ」ために、人的支援を進めるべきです。</p>	<p>特別な支援を必要とする児童生徒について、個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成・活用を進め、本人・保護者と情報を共有するとともに、すべての教員が、障がいの特性に応じた指導目標や配慮する事項について理解を深めることで、指導・支援の充実を進めることを示しています。そのために特別支援教育コーディネーター等の活用が考えられますが、その活動が充実できるよう、引き続き人的支援に努めることを2(4)に示しています。また、少人数学級につきましては、小学校1・2年生での30人学級(下限25人)、中学校1年生での35人学級(下限25人)を実施し、平成24年度からは、小学校2年生の36人以上学級を解消しています。今後も、少人数教育の効果やそのあり方についての様々な議論や今後の国の動向を注視するとともに、少人数学級をはじめとする少人数教育の推進に取り組んでまいります。</p>
23		1	<p>発達障がい等と考えられるが、情報のない生徒がたくさんいます。情報の共有や小学校・中学校・高等学校の連携が必要です。</p>	<p>特別な支援を必要とする児童生徒について、個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成・活用を進め、本人・保護者と情報を共有すること、小学校から中学校、中学校から高等学校へと個別の指導計画や個別の教育支援計画等の確実な引継ぎができる体制づくりを進めることについて示しており、取組を進めてまいります。</p>
24		1	<p>学校や学級での取組の様子、子どもたちの声、成功事例等を発表していく事で理解につながると思う。また、Webページは興味がないと見ないので、ドキュメンタリー映像を活用する方がよいと思う。</p>	<p>ご意見も参考にしながら、さまざまな授業や交流および共同学習を通して、児童生徒の相互理解を深めてまいります。また、広く県民の方に対しては、Webページやリーフレット等の活用を検討し、特別支援教育についての理解啓発を進めてまいります。</p>
25	<p>27頁 4 小中学校における特別支援教育の推進 (2) 通級による指導の充実</p>	1	<p>通級を担当する教員の専門性の充実や指導の継続性が課題となっている。また、教材作成等日々の業務の多忙さや、特別支援教育コーディネーターも担任と兼務のなか仕事をこなしている現状がある。人的な配置の充実を切望しています。</p>	<p>通級指導教室を担当する教員は、高度な専門性を求められることから、担当教員の指導・支援にかかる教育力の向上を図ることについて計画の中で示しています。また、市町等教育委員会と連携しながら、通級指導教室の充実について検討することを計画の中で記述しており、指導の継続性や担当教員についても検討していきます。さらに、特別支援教育コーディネーターの活動が充実できるよう、引き続き人的支援に努めることを2(4)に記述しており、取組を進めてまいります。</p>

26		1	<p>インクルーシブ教育を進めるうえで通級指導教室の役割は大きいと思っています。通級担当者が1・2年で交代する状況にあり継続した支援が必要だと思っています。通級を担当するには十分なスキルが必要であることから特別支援教育士等資格を持った教員の活用も有効であり、そのような教員を把握し活用することも大切であると思います。担当者の専門性、教室の設置等さらなる充実をお願いします。</p>	<p>通級指導教室を担当する教員には、アセスメント等高度な専門性が求められることを計画の中で示しています。通級による指導に限らず、継続した支援は大切であることから、計画の中で示しています。また、教員それぞれが専門性を向上させるために各種資格等を取得しスキルアップを図ることも大切ですが、個人が取得した専門資格等について把握し活用することは想定していません。計画に示したように、市町等教育委員会と連携しながら、通級指導教室の充実について検討することとして記述しており、取組を進めてまいります。</p>
27	<p>35頁 5 高等学校における特別支援教育の推進 (1) 発達障がい等のある生徒への対応</p>	8	<p>就職等の支援については、関係機関と連携するなど企業等の理解を求める取組も必要です。</p>	<p>障がいのある生徒の就職等への支援については計画に記述しており、取組を進めてまいります。また、ご意見のとおり、企業等に就職にかかる理解を求める取組も大切であることから、加筆等について検討を進めてまいります。</p>
28		6	<p>発達障がい等のある生徒が学校生活や社会生活を送るためには、まわりの生徒の理解が大切であり、障がいのある生徒の高等学校への進学が保障されるような体制づくりと人的配置が必要です。</p>	<p>交流および共同学習等を通して、高等学校の生徒が障がいのある者に対する理解を深める取組を進めることを計画の中で示しています。また、高等学校の教員の専門性の向上、学校間と関係機関との情報共有により体制整備を図ることで、適切な進路指導を進めてまいります。</p>
29		1	<p>高等学校では、教職員への負担が非常に厳しい状態にある。個別の指導計画や個別の教育支援計画の必要性を強調するのであれば、支援を必要とする生徒の多い学校には独自に少人数学級を編成する裁量を与えることや人的配置を手厚くする必要が有ると考えます。</p>	<p>特別な支援を必要とする生徒に対しては、多様な教科・科目の選択等を可能にする教育課程の編成や、教科指導の配慮や工夫、評価方法等を検討することとしています。また、選択科目等において、少人数による学習形態を実施している学校があります。特別な支援を必要とする生徒の指導・支援にあたっては、個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成や活用が必要となります。なお、人的配置については、5(1)に記述してあるように検討することとしています。</p>
30		1	<p>人的配置の件については、高校現場の特別支援教育を考える上で最大の課題です。是非高校に、指導の参考となる資料集・手引き書を作成していただきたいです。先進的な取組をしている他県の高校を含めて、教育課程や、教育内容、方法を調べていただき、三重県独自の高校における特別支援教育の本当に使える資料作成をしてほしいです。</p>	<p>県教育委員会では、平成25年度に「高等学校支援ハンドブック」を作成し、県立高等学校教員に配付しています。また、このハンドブックについての研修等も実施しています。先進的な取組についても情報収集を進めており、そのことも参考に高等学校における特別支援教育の取組を進めたいと考えています。そのためにも教員の専門性の向上と校内で特別支援教育にかかる理解の浸透を図ることが必要であり、加えて人的配置についても検討することとしており、取組を進めてまいります。</p>

31	3 5 頁の続き	1	<p>高等学校入学後の早い段階から、一人ひとりの障がいの特性に応じた、特にメンタルヘルズに課題があり学校生活に配慮の必要な生徒への十分な対応が進められるよう専門的な知識を持った職員の高等学校への人的配置や実効性のある組織・体制づくりについて具体的に取り入れるよう要望します。</p>	<p>いわゆるメンタルヘルズに課題があり、学校生活に特に配慮の必要な生徒への対応について検討することを計画の中で示しています。また、高等学校入学後の早い段階から取組が進められるよう、中学校からの個別の教育支援計画等の引継ぎの必要性についても示しています。この計画は、今後の三重県の特別支援教育の基本的な方向性やあり方について示しております。</p>
32		1	<p>学校での状況、学校でできることの限界を保護者に知ってもらう必要があります。また、家庭での状況を教えてもらう必要があります。</p>	<p>高等学校に限らず、学校として対応できること、保護者の協力を得ること、家庭で対応していただくこと等について理解を得ることは大切であるため、5（2）の中で、個別の指導計画の作成にあたっては、指導・支援にあたる教員が、本人・保護者と指導目標や配慮事項について共通理解を図ることとしています。この中の共通理解とは、ご意見の内容も含まれますので、取組を進めてまいります。</p>
33		1	<p>高等教育への接続をどう進めるかという観点が欠落しています。大学教育のあり方や、入試制度についての議論も必要だと考えます。</p>	<p>大学入試においては、障がいに対応した受験時間の延長、拡大文字の問題用紙等の特別措置と呼ばれる障がいのある受験生のための措置が認められています。生徒のニーズにあった進路指導を進めるとともに、大学に情報発信するなど取組を進めてまいります。</p>
34		1	<p>中学校から高校へ支援情報をうまく引き継ぎ、学校生活が安心して送れたという話を聞く。引継ぎの取組については市町により差があるようだ。県教委から県全体に引継ぎが浸透するように働きかけをお願いします。</p>	<p>中学校から高等学校への支援情報の引継ぎは、課題であることから、5（2）の中で、中学校からの個別の教育支援計画等の引継ぎを確実に進めるよう、市町等教育委員会と課題を共有し、継続した支援を進めることとしています。また、関係機関との連携も進めることを示しており、情報の引継ぎが進むよう取組を進めてまいります。</p>
35		1	<p>発達障がいの可能性がある生徒について、中学校からの情報の共有が必要です。</p>	
36		1	<p>エレベーター、スロープ、トイレなどのバリアフリー化以外にも、待機できる場所の確保も必要です。</p>	<p>多様な障がいのある生徒への合理的配慮の提供や、施設のバリアフリー化等の整備を進めることを記述しており、それぞれの状況に対応した検討を進めてまいります。</p>

37	35頁の続き	1	個々の生徒に対応できる人員が求められます。教科で多様な選択を可能にするのなら、さらに多くの教員が必要です。	支援を必要とする生徒への対応について、すべての教員の専門性の向上や理解の浸透を図るとともに、人的配置について検討することを示しており、取組を進めてまいります。
38	38頁 5 高等学校における特別支援教育の推進 (3) 教育課程と授業の充実	1	教育課程の柔軟な運用が必要だと思えます。例えば、職業系専門学科に入学した障がいの生徒が、科目によってはいかなる工夫をしても必修科目を履修できない場合があるのではないかと考えます。科目履修の柔軟化を求めます。	高等学校学習指導要領には、必修科目について、全員が履修することが定められています。指導の中で、障がいのある生徒が持てる力を発揮できるよう、取組を進めてまいります。
39	40頁 6 教員の専門性の向上	1	現教員の育成、スキルアップは必要不可欠であり、すべての教員に理解と指導力が求められていると思えます。また、三重県独自の取り組みとして教員採用の条件として認定講習による特別支援学校教諭免許状保有、または1～2年の研修と実習等を義務付けるのも問題解決に近づけるのではないのでしょうか。	特別支援学校教諭免許状保有率向上のための取組は、計画に示しており取組を進めてまいります。また、教員採用選考試験では、特別支援学校卒での採用を行い、受験資格として特別支援学校教諭免許状を所有していることとしています。研修につきましては、特別支援学校の授業を体験する機会を設けるなど、スキルアップにつながる体験的な研修等により教員の専門性を高めるための取組を進めてまいります。
40		1	教員の研修に関しては、総合教育センターとの連携やリーダーシップが求められると思えますが、「総合教育センター」に関する記述がないというのはどうしてでしょうか。中心になって進めていく体制づくりをしてほしいと思えます。	教員の研修については、県教育委員会として取組を進めてまいります。なお、県総合教育センターは、主に研修等を行う施設の名称であり、研修については県教育委員会の各課が連携をとって進めています。
41	43頁 7 特別支援学校の整備	1	東紀州くろしお学園の移転と松阪地域特別支援学校の開校について「平成●年」となっているが、明記してほしい。	整備の●年度については、現在関係部局等と調整を進めており、策定までに記述することとしております。
42		8	特別支援学校の整備にあたっては、特別支援学校の児童生徒数が増加するなか、児童生徒の実態をふまえた適切な教育環境の整備が必要です。	特別支援学校の整備については、障がいの特性に応じた専門性と障がいの種別に対応した施設・設備等の教育環境の充実について、検討を進めることとして記述しており、取組を進めてまいります。

43		5	寄宿舎の必要性や意義をふまえた上で、その役割や方向性についても盛りこむべきです。	寄宿舎については、地域の特性等について十分配慮したうえで、寄宿舎の役割や方向性も考えながら、整備について検討を進めていくこととして記述しており、その検討の中で役割や方向性についても今後検討を進めてまいります。
44		1	寄宿舎の整備計画について、計画を撤回され全く目処のない延期状態にある。寄宿舎教員の状況は各校講師の割合が高く厳しい勤務状況にさらされている。設備以前にまず寄宿舎教員の採用試験を実施してほしい。	寄宿舎の整備計画については、継続して検討を進めており、寄宿舎教員についても検討に含まれています。なお、今年度、県立学校寄宿舎指導員採用選考試験を実施することとしています。（12月21日実施済み）
45		1	教室の不足等についての改修予算をつけてほしい。特別支援学校では、教育環境の充実と言えないような状況に変わりはなく、平成27年度以降も引き続き取り組む必要がある。	特別支援学校の施設設備等の改修は、継続して進めており、7（2）に記述したように、障がいの特性に応じた専門性と障がいの種別に対応した施設・設備等の教育環境の充実について検討を進めてまいります。
46	全般 その他	1	公立学校の意志決定が私立に比べて遅すぎて保護者の要望にこたえきれていない。高等部を卒業して2年間、普通教育をうけるチャンスを与えてほしい。三重県では、私立特別支援学校専攻科しかないので、遠方の者は、寄宿舎の費用負担して入学せざるをえないので経済的に余裕のある家庭しか入学できない。	公立学校においても保護者の要望に添いながら迅速に意志決定ができるよう努めていきます。特別支援学校高等部卒業後、円滑に企業や地域の支援機関等につなげるよう取組の充実について記述しており、取組を進めてまいります。
47		1	障がいが軽い子どもは、高等部（高等学校）において就労に結びつく教育を受けさせたいが、県立高等学校では、あまり役に立たないカリキュラムが多いので、私立高等学校にたよらざるをえない。	県立高等学校では、生徒の実態に即して多様な教科・科目の選択等を可能にする教育課程の編成等を検討することとして記述しています。また、社会的・職業的自立に向けたキャリア形成を図ることや、特別支援学校の支援方法を参考に就職等の支援を進めることを記述しており、取組を進めてまいります。
48		2	計画の策定に当事者がどれくらい参画しているのでしょうか。中間案全体にリアリティや具体的な手立てがないように思います。	この計画は、三重県教育改革推進会議において検討を進めてきましたが、その中には保護者や教員の代表も含まれています。また、障がい者団体からも聞き取りを行い、会議の中で検討してきました。また、このパブリックコメントにより広く意見を求めました。なお、この計画は、今後の三重県の特別支援教育の基本的な方向性やあり方を示しております。

49	全般 その他	1 中間案には、ともに生き学ぶことを基本とするインクルーシブ教育の観点がしっかり含まれていると感じます。	この計画に基づく、インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育を今後も推進してまいります。
50		1 特別支援教育を推進していくために、ともに生きることを基本とするインクルーシブ教育の視点を大切にしてください。	
51		1 「障がいのある子どもと障がいのない子どもが同じ場でともに学ぶことを基本としつつ」という根幹に常に立ち戻る形で、そして障害者権利条約の本来の理念を我が三重県で少しでも具現化していけるよう今後の特別支援教育の計画及び推進をお願いします。	
52		1 共生社会の形成に向けては、社会を構成する全員の幸福を追求する社会を作ることが大切です。そういう理念を地域、保護者、生徒、会社に広める取り組みが必要であり、教育が果たす役割は大きいと思います。その視点を盛り込めないでしょうか。	インクルーシブ教育システムの構築の目指すところは、共生社会の形成です。そのためには、地域等の理解の促進が必要であり、そのことについても計画で示しているところです。ご意見も踏まえ取組を進めてまいります。
53		1 インクルーシブ教育システムは、そのままインクルーシブ「社会生活システム」とシームレスに接続されていかなければなりません。 ・保護者、地域住民の共通理解のもとに子どもを育成し、 ・企業等の理解を深めるのと同時に、雇用する側とされる側がともに「Win-Win」の関係が成立するような、ボーダレスな法整備と給与保障の手立て 以上2点の必要性を広く社会に認知させるとりくみをしていく必要があります。 最終的には、「社会に『障がい者の面倒を見させる』のではなく、『障がい者と共に生きる』ことで誰もが得する社会」を目指すという、共通の目的を社会の常識にしていきましょう。	
54		1 現在のように、「競争・勝ち負け・格差」の存在を当然の前提とした社会において、インクルーシブな学校、インクルーシブな社会の実現は可能ですか。本気で考えるなら、競争に勝つことをが是とされる価値観の転換が必要だと思います。例えば高校入試をなくして、高校進学希望者を、地域の高校が総て受け入れるような、根本的なしくみの転換が必要だと考えます。	この計画は、現行教育制度に基づき策定を進めています。高等学校については、多様なニーズに対応するため充実を図っており、一人ひとりに対応した適切な進路指導を進めてまいります。

55	全般 その他	<p>1 国際的に求められるインクルーシブ教育と、インクルーシブ教育システムは全く別物のように感じられる。「障がいのある子どもと障がいのない子どもが同じ場でともに学ぶことを基本とする」ことが最重要であり、連続性のある多様な学びの場を最初から考えるべきではない。そもそも「障がいのある子どもが、ない子どもと同じ場で学ぶ場合には、…」という想定自体が、本末転倒である。特別支援教育の推進からではインクルーシブ教育は実現しない。三重県においては、間違った捉えの国に遠慮することなく、条約の趣旨に則って、インクルーシブ教育を特別支援教育の中で考えるのではなく、通常の教育、条約でいう「general education system」（一般教育制度）の中で考えていくべきである。インクルーシブな社会の実現のためのインクルーシブ教育にむけて、特別支援教育の推進ではないインクルーシブ教育推進の基本計画こそを策定して取り組んでほしい。</p>	<p>障害者権利条約には「障害者が障害に基づいて一般的な教育制度（general education system）から排除されないこと及び障害のある児童が障害に基づいて無償のかつ義務的な初等教育から又は中等教育から排除されないこと。」と示されています。また、中央教育審議会初等中等教育分科会から「障害者権利条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため、特別支援教育を着実に進めていく必要がある」、「小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である。」と示されています。インクルーシブ教育システムにおいては、教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる多様で柔軟な仕組みを整備する事が重要であり、連続性のある多様な学びの場を用意しておくことが必要であるとされています。したがって、インクルーシブ教育システムは、すべての児童生徒が通常の学級に在籍することを意味しているものではありません。また、通常の学級で障がいのある児童生徒が学ぶ場合には、合理的配慮を提供し、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力をつけていけるかどうか最も本質的な視点となります。特別支援教育は、特定の学校だけで進めるのではなく、すべての学校において進めるものであり、そのために「三重県特別支援教育推進基本計画（仮称）」としています。</p>
56		<p>1 障がいのある者とない者がともに学ぶ仕組みが、インクルーシブ教育であり、インクルーシブ教育システムの推進を今後の目標とし基本計画を考える必要がある。共に学ぶとは、個々のニーズだけではなく、障がいのある者とない者がどのように関係性をつくっていくのかが大切であり、それが双方の「生きる力」「協力・共生」の礎だと考えるので、「専門性の向上」が大きな部分を占めるのに疑問をいただきます。児童生徒数が減少する中、特別支援学校の生徒数が著しく増加していくのは明らかにインクルーシブ教育とは逆行する状況にあり、その原因や今後の方向性は十分に検討してほしい。</p>	<p>特別支援教育を推進していくために教員の専門性の向上は不可欠です。インクルーシブ教育システム構築を推進することで、障がいのある子どもと障がいのない子どもがともに学ぶ共生社会の形成に向けた取組が進められます。それぞれの就学先では、計画の中で示しているとおり、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身につけていけるかどうか最も本質的な視点となります。そのようなことを踏まえインクルーシブ教育システムを推進してまいります。</p>

57	全般 その他	1 インクルーシブ教育システムにおいては、多様な学びの場による指導・支援が強調され、ともすれば、原則、通常学校の通常学級での学習や生活を最優先しつつも、ハード面、ソフト面での課題も検討しつつ、特例的にその他の学びの場を模索していくという手順を踏んでいる傾向ではなく、むしろ、このシステムでは最初から、通常学校や通常学級の学びと、障がい児学級や障がい児学校の学びが並列に示され、このようにいろいろな選択肢がありますが、あなたは「どこに行きますか？」と迫られている風潮があるように感じます。本当に他の子どもたちと一緒に過ごせないのかという議論は、当事者の本人及び保護者のみ、その決断・判断を押し付けられるのではなく、受け入れ側の真摯な努力やその学び合いがもたらす効果も鑑み、関係者がもっとも慎重にその特例の学びの場（障がい児学校）へ移行させるのが果たしてよいのだろうかを慎重に考える必要があります。今回のシステムを分離教育の拡張につながるものにしていただきたいと思います。	特別支援教育、インクルーシブ教育システムの構築は、分離教育を進めるものとは違います。自立と社会参加を見据え、最も的確に応える学びの場において教育を行うことが重要であり、そのために本人・保護者に対して十分な情報提供を行い、その意見を最大限尊重し、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を図り、就学先決定や就学相談を進めてまいります。
58		1 先日あるテレビ番組で名古屋市の子が通う非認可学園の「見晴台学園」についての放送をみました。職員会議に教員と保護者が参加し、一緒に学園を作り、運営している様です。参考に見てみるのも良いかと思えます。	特別支援教育を推進するために、様々な取組も参考にしながら進めてまいります。

三重県特別支援教育推進基本計画（仮称）中間案から
最終案への変更内容について

	ページ	最終案	中間案
①	P 4 2 (1)	各市町に設置が進められているワンストップ型の相談機能の充実や、 <u>卒業後の地域生活支援体制の整備など、地域の実情に応じた支援のためのネットワークの構築に向けて、市町等教育委員会および保健、医療、福祉、労働等の関係機関に働きかけます。</u>	各市町に設置が進められているワンストップ型の相談機能の充実や、地域の実情に応じた支援ネットワークの構築に向けて、市町等教育委員会および保健、医療、福祉、労働等の関係機関に働きかけます。
②	P 1 2 3 (1)	県内には、16校の県立特別支援学校（分校3校含む）が設置されています。障がい種別に、視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱の5つの教育部門があり、在籍する幼児児童生徒は、それぞれの教育部門ごとに専門的な教育を受けています。 <u>また、障がいの状態により通学による教育が難しい児童生徒には、訪問教育を実施しています。（資料7参照）</u>	県内には、16校の県立特別支援学校（分校3校含む）が設置されています。障がい種別に、視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱の5つの教育部門があり、在籍する幼児児童生徒は、それぞれの教育部門ごとに専門的な教育を受けています。（資料7参照）
③	P 1 2 脚注	10 訪問教育：訪問教育は、 <u>重い身体障がい</u> を有する等により、 <u>通学して学校教育を受けることが困難な児童生徒</u> に対して、 <u>家庭（在宅訪問）、病院及び児童福祉施設等（施設訪問）に教員を派遣して行う教育形態を</u> いいます。	
④	P 1 4 3 (1)	【資料7】：資料7、8を一つの表とし、レイアウトを整えました。また、訪問教育の実施状況を追記しました。	【資料7】【資料8】

⑤	P 1 6 3 (2)	<p>高等部における企業就労にかかる指導においては、それまで積み上げられてきた生徒一人ひとりのキャリアをもとに、職業適性アセスメントの活用により本人の適性と職種のマッチングを図るとともに、関係機関、企業等と連携した提案型の職場開拓を行い、<u>企業等に対して業務内容等のニーズの把握や理解啓発を進めます。</u>また、早期からの計画的な職場実習の実施や、働き続けることの意義についての理解や自覚を深める進路学習の実施により、職業観・勤労観を育むなど職業教育を充実し、進路希望の現実を図ります。さらに、卒業後の定着支援について関係機関と情報共有を図ることで、離職せず同じ職場で働き続けられるよう支援します。</p>	<p>高等部における企業就労にかかる指導においては、それまで積み上げられてきた生徒一人ひとりのキャリアをもとに、職業適性アセスメントの活用により本人の適性と職種のマッチングを図るとともに、関係機関、企業等と連携した提案型の職場開拓を行います。また、早期からの計画的な職場実習の実施や、働き続けることの意義についての理解や自覚を深める進路学習の実施により、職業観・勤労観を育むなど職業教育を充実し、進路希望の現実を図ります。さらに、卒業後の定着支援について関係機関と情報共有を図ることで、離職せず同じ職場で働き続けられるよう支援します。</p>
⑥	P 2 1 3 (6)	<p>視覚障がい、聴覚障がいの両教育部門ともに、社会状況等の変化により、就労先の職種も従来と変化しつつあることから、必要に応じて教育課程や学科の改編を<u>進めるとともに</u>、福祉分野との連携においても、教育の本来的な役割について検討します。</p>	<p>視覚障がい、聴覚障がいの両教育部門ともに、社会状況等の変化により、就労先の職種も従来と変化しつつあることから、必要に応じて教育課程や学科の改編を検討するとともに、福祉分野との連携においても、教育の本来的な役割について検討します。</p>
⑦	P 2 9 【資料 19】	<p>H 2 6 年度の体制整備状況（速報値）を追記しました。</p>	
⑧	P 3 2 5 (1)	<p>発達障がい等のある生徒の就職等の支援については、特別支援学校の支援方法を参考にして取組を進めます。<u>また、特別支援学校が企業等に対して障がいのある生徒の理解啓発を行う際に、高等学校の発達障がい等のある生徒の理解啓発についても合わせて取組を進めます。</u></p>	<p>発達障がい等のある生徒の就職等の支援については、特別支援学校の支援方法を参考にして取組を進めます。</p>
⑨	P 3 4 【資料 21】	<p>H 2 6 年度の体制整備状況（速報値）を追記しました。</p>	